

市民相談室のごあんない

市民相談室は、日常生活での困りごとや心配ごとの相談窓口です。
相談無料。秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。



予約・問合せ＝人権施策推進課 市民相談室 (内線245・☎53-1568 (直通))

相談種別	相談員	日時	場所
一般・人権相談	職員 人権啓発指導員	月～金曜 8時30分～17時15分	市民相談室 (電話相談可)
DV(ドメスティック・ バオレンス)・女性相談	女性相談員	月～金曜 8時30分～17時15分	専用電話 ☎52-6240
消費生活相談	消費生活相談員	月～金曜 9時～16時	消費者センター ☎53-1583 (直通)
法律相談【予約制】	弁護士	毎月第1・2・3水曜 13時～16時20分(1人25分)	市民相談室
女性のための法律相談 【予約制】	女性弁護士	毎月第4水曜 13時～16時20分(1人25分)	市民相談室
行政相談	行政相談委員	毎月第3木曜 13時～16時	市民相談室
人権相談	人権擁護委員	毎月第4木曜(7・12月除く) 13時～16時	三の丸会館
司法書士による法律相談 【予約制】	司法書士	毎月第1金曜 13時～16時20分(1人40分)	市民相談室
税務相談【予約制】	税理士	毎月第1木曜(3月除く) 13時～16時(1人30分)	市民相談室
外国人生活相談	相談員	毎週日曜 12時～15時	南部公民館

※祝日や年末年始は実施しません。また、相談日は変更になる場合があります。

※弁護士による法律相談の利用は、ひとり年度内2回までとさせていただきます。

国民健康保険税率の改定について

平成30年4月から国民健康保険が県単位化され、奈良県では、平成36年度には国民健康保険税率を県内で統一する方針とされました。これにともない、本市の国民健康保険税率についても、奈良県が示す標準保険税率を参考に、県内統一の保険税率に向けて段階的に税率を改定する予定です。

このたびの国民健康保険税率の改定につきまして、ご加入のみなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

平成30年度 国民健康保険税率表

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	(所得－基礎控除33万円) ×7.9%	(所得－基礎控除33万円) ×2.7%	(所得－基礎控除33万円) ×2.9%
均等割	1人あたり 27,200円	1人あたり 9,200円	1人あたり 16,800円
平等割	1世帯 20,000円	1世帯 7,200円	1世帯 ※ 0円

※介護納付金分の賦課方式を、3方式(所得割・均等割・平等割)から2方式(所得割・均等割)に変更します。

◆低所得世帯に対する軽減拡大について

世帯の総所得金額が一定基準以下の世帯については、平等割・均等割が軽減されます。平成30年度から2割・5割の軽減対象となる所得の基準を緩和し、軽減対象となる範囲を拡大します。

問合せ＝保険年金課 保険税係 (内線324)

◆昭和18年7月2日～7月31日生まれの人へ…6月下旬に、「後期高齢者医療被保険者証」を書留郵便で発送します。(保険年金課 医療係)